

請求人 様

新宿区監査委員	白 井 裕 子
同	濱 田 幸 二
同	國 井 政 利
同	豊 島 あつし

新宿区職員措置請求について（通知）

令和元年 10 月 8 日付けで提出された新宿区職員措置請求書（収受番号第 5202 号）に基づく職員措置請求（住民監査請求）については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

1 事実経過

請求人は、令和元年 10 月 8 日（以下、年号は特に明示しない限り令和元年である。）、新宿区監査委員（以下「委員」という。）に対し、「地方税法の賦課期日に国内に住所を有し、かつ、その前年に非居住者期間を有する者が属する世帯の支給認定保護者等に係る保育料について、適切な賦課を怠っている」旨の住民監査請求を行った。

委員は、当該住民監査請求に係る要件審査を行い、10 月 25 日、請求人に対し、監査の対象となる「怠る事実」を特定認識できるように個別的、具体的に摘示する旨、合議により補正を求めた。

これに対し、請求人は、10 月 30 日、委員による要求に応じた補正はしない旨の回答書を委員に提出した。

2 却下の理由

住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する機能を住民に認めた制度であり、また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）に基づく直接請求の一つとしての事務の監査請求制度とは異なり、住民一人からでも行うことができることとされている。これらのことに鑑みれば、住民監査請求は、

対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、対象とする当該行為等が他の事項から区別して特定して認識することができるように個別的、具体的に摘示されていることを要する。

また、住民監査請求により監査を求めることができる場合としては、法第 242 条第 1 項において、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるとき」と規定されている。

請求人は、賦課期日における非居住者である世帯と居住者である世帯の数をもとに、保育料の賦課が適切に行われていない旨を統計学的に示した上で、これを怠る事実の証明とし、区が被った損害を補填するために必要な措置をとることなどを求めているが、怠る事実に対して住民監査請求による監査を求める場合には、上記法の規定からも、財務会計上の行為とは異なり、現に発生している怠る事実を対象とすべきことは明らかであり、これを他の事項から区別して特定して認識することができるように個別的、具体的に摘示することが必要である。

これを本件請求についてみると、請求人は、保育料の賦課が適切に行われていないという怠る事実を、その発生の可能性を統計学的に主張しているに過ぎず、これをもって、対象としている怠る事実が現に発生しており、これを個別的、具体的に摘示したと認めることはできない。

よって、本件請求は、法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているとは認められず、請求対象事実の特定を欠いた不適法な請求であると言わざるを得ない。